公共劇場が担う地域人材の育成について

穂の国とよはし芸術劇場 PLAT　芸術文化プロデューサー
矢　作　勝　義



穂の国とよはし芸術劇場 PLAT の矢作勝義と申します。どうぞよろしくお願いします。素晴らしいお話の後に私が話すのはおこがましい気分でもありますが、少々時間が押していますので速やかに始めたいと思います。穂の国とよはし芸術劇場プラットは、2013年4月30日に開館しました。劇場という場所は、働いてる人間からすると、誰でも当然知ってる場所だと思い込みがちなんですが、実はそんなことはない場所なのです。2012年 3 月まで私は東京都世田谷区の世田谷パブリックシアターという劇場で15年程働いておりました。世田谷パブリックシアターの開館10周年の時に世田谷区民にアンケートを取ったのですが、世田谷パブリックシアターを知っているという回答は3割程度という結果でした。それと比較しても、実感としても、プラットはまだ開館3年目ということもあり、豊橋市民における認知度は、もう少し低いのではないかと思います。劇場という場所は、よく行くとか、よく知っている場所であるという人が3割ぐらいまでになれば、ある一定の認知度を得ていると言えるのではないかと思います。しかし、大半の方にとっては、普段から行く場所ではないとか、自分には関係ないとか、そう言われてしまいがちな場所ではあります。それは、どうしても劇場という場所の役割が、ある種限定的なものであり、普段の生活の中に劇場に行くという習慣が組み込まれている方とそうではない方に明確に分かれてしまうので、そのような状況になるのだと思うのです。そのような状況の中で、劇場というものが地域人材、伝統芸能というにはおこがましいので、地域の人材を育成するにあたり、どういうことができるのか。それからどういうような課題があるのか。そのことについて少しお話したいと思います。

まずは劇場のことを紹介させていただきます。皆さん豊橋や、この周辺に住んでらっしゃるので、劇場のある場所はお分かりだと思うのですけれども。東海圏における穂の国とよはし芸術劇場プラットの位置というのを確認します。様々なところでプラットのことを話す時に、この地図を使うのですが。静岡、愛知、三重、岐阜というエリアを見てみると、この地図に記載されている以外にも多くの劇場はあります。ここには、主に文化庁の劇場音楽堂等活性化事業という補助金、助成金を受けて積極的に演劇系の自主事業を展開している劇場を表記しております。静岡県で言いますと、SPAC 静岡県舞台芸術センター、これは東静岡という静岡駅から一駅行った所に静岡芸術劇場があります。ここは劇場が劇団を持ち、貸館をしないで自主事業だけで劇場を運営

しているという、日本でも稀有な劇場の一つです。新幹線が浜松を通って豊橋に停まるわけですね。豊橋から愛知名古屋方面を見ると、その途中にパティオ池鯉鮒、知立市文化会館が知立にあります。ここは昔から市民演劇や教育普及活動などを盛んに行っています。また、伝統芸能の保存などもやっていらっしゃいます。次に、名古屋からすこし北側の長久手市にあります長久手市文化の家。ここも市民活動が盛んで、積極的に自主事業を実施している劇場です。それから名古屋栄にある愛知県芸術劇場。それから岐阜では可児市、10万人程の市なのですが、そこに ala 可児市文化創造センターがあります。ここは日本でも15ヶ所しか指定されてない文化庁の劇場・音楽堂等活性化事業の特別支援劇場に指定され、本当に積極的に活動されている劇場です。それから三重県の津市にあります三重県文化会館。東海圏は、劇場施設など場所を貸すだけではなく、積極的に自主事業を行い劇場という場所を社会に対して有効に活用していこうとしている劇場がいくつもあります。

このような劇場環境の中で豊橋が劇場を作りました。新幹線の駅直結、それから東と西の丁度中間点と言いますか、日本の中間の位置にあるので、様々な意味で途中下車してもらうことを狙いとしている劇場です。プラットは、東三河市民のための演劇、舞踊、音楽等の芸術文化の振興と芸術文化を活用した市民の交流と創造活動の活性化を図るための芸術文化交流施設として、平成25年 4 月30日に開館しました。施設としてはお手元にパンフレットをお配りしていますが、主ホールは778席、多目的室いわゆる親子室と言われるガラス張りの部屋の中にある 7 席が含まれていますので、それを引いた771席というのが有効座席数になります。主ホールは首都圏で上演された500〜1000席の中劇場と呼ばれるクラスで上演される優れた舞台芸術公演を豊橋でも上演できるようにということで、この規模の劇場を作り、それに必要な設備を用意しました。実際、数々の公演を上演したところ、この劇場は非常に使いやすい、それから豊橋のお客さんの反応が非常に良くて上演しやすいというお声をいただいています。現代演劇だけでなく、仮設で本花道を設置できるので歌舞伎や日舞などの様々な催し物で使用することが可能になっています。それからアートスペースという266席、通常200席で使用することが多い小劇場、小ホールです。それから、創造活動室という稽古場、簡単な発表などもできるスペースも用意しています。音楽、コーラスや楽器演奏などの練習場、それからバンドの練習などが出来るバンドスタジオ。研修室と言いますが、会議や展示などができるスペースも用意しています。特徴としては、建物の中心部に交流スクエアという名称ですが、どなたでもご利用いただけるようにテーブルと椅子があり、飲み物や軽食を販売するカフェがある所で、モーニングを食べに来たりとか近所の町内会の方が打ち合わせをしたり、今は高校がちょうど試験シーズンのため、お昼時になると高校生が学校が終わり勉強などをしに来ている場所です。がやがやした所で勉強していて能率が悪いのではないか思うのですが、来ている高校生に聞くと、集中できて良いんだと言っていました。もちろん勉強疲れか居眠りしている子も時々いたりします。劇場の運営方針としては、個性ある劇場として東三河地域の芸術創造と振興を推進する。教育普及活動の推進、舞台芸術人材の育成、市民の芸術文化活動の拠点となる。また安全、安心、快適な劇場空間を提供する。これは劇場施設をお借りいただく場合の話なのですが。それから芸術文化の振興を通じ地域へ貢献する。劇場法の規定する劇場として運営する。この劇場法については後ほどお話させていただきます。

プラットがオープンする前は、劇場というと豊橋では、豊橋市公会堂、豊橋市民文化会館、ライフポート豊橋。元々県の施設だった勤労福祉会館を市が譲り受け、今はアイプラザ豊橋という名前で運営をしているところがあります。これらは市民の方々にその場所を活用していただき、

市民活動の何かを発露する場所として、場所を提供していくところが劇場の役割だったのだと思います。そのような環境の中で、場所をお貸しするというだけではなく、劇場が本来持っている機能や可能性というものをどうしたら広げられるのか。ヨーロッパの劇場、海外の劇場などの状況を見ると、劇場というのは、元々劇団や創造集団があり、初めて劇場というものが存在していたと。日本でいうならば江戸時代の歌舞伎小屋などを考えていただけるとお分かりになると思います。歌舞伎小屋というのは元々そこに歌舞伎を上演する集団があり劇場という場所があった。たまたま日本の劇場の歴史というのが、場所からスタートし、そこが様々な人に様々なかたちで使われることにより劇場が存在していたのですが、そういうかたちではない新しいタイプの劇場を作れないかということで様々な試みが行われてきました。

日本の歴史と劇場状況を照らし合わせてみていきますと、1964年東京オリンピックが行われました。その後1966年に国立劇場が開館します。これは三宅坂にあります、いわゆる歌舞伎とか邦楽とかそういうような古典芸能といわれるようなものが上演されるための劇場施設です。そのころ豊橋では、豊橋市民文化会館が1967年にオープンしています。日本の国の状況では、1968年に文化庁、劇場とか文化芸術を司るような省庁が出来ています。高度経済成長の1960年代の後、70年代後半から80年代は地方の時代、文化の時代といわれて昭和40年代の辺りにまず第一次の劇場施設などの建設のピークがきます。それがあって、次にちょっと飛びますけれども、1993年に劇場施設の開設の第二次ピークが始まります。経済的に言いますとバブルの時代ですね。バブルの時代に道路を作った、高速道路を作った、色々作ってしまい、もう作るものが無いという言う時に何に向かったかというと、文化の時代に移行して劇場を作ったらどうかということでこの辺りから色々出てきます。1995年に阪神淡路大震災があり関西圏は様々なダメージがあったわけです。その中で1997年に新国立劇場がオープンします。この1997年は新国立劇場だけではなくて私が前に勤務していました世田谷パブリックシアター、そして静岡の静岡芸術劇場もこの年にオープンしました。この辺りから公共劇場の誕生といわれています。海外で言いますと『パブリックシアター』という言葉を日本語に訳し直して『公共劇場』という言い方をしています。先ほど申し上げました通り、上演をする場を提供する施設から舞台芸術を創造するという施設というか場所へ、それから組織へ変えようという意思の表れとして公共劇場という名称を使い始めた時代です。

この後2001年に文化芸術振興基本法。文化芸術を国民の基本的財産として認めるというような内容を主とした法律です。こうしたものが出来ることにより、それまで文化芸術の位置が明確にうたわれてなかったものをここではっきりと国の施策として文化芸術をどのように取り組んでいくのかということが明確に打ち出されてきます。この法律はその時々に応じて方針を見直すというもので、時代に合う色々な施策を展開するかたちになっています。2007年に文化芸術振興に関する基本的な方針の第２次答申というものが出まして、文化芸術の担い手の育成という施策を掲げます。これは劇場とかアーティストをどのように活用しアーティストをどのように社会と上手くマッチさせていくかということを考え実践する。そのようなことができる人材をアートマネジメント人材という言い方をしています。そうした人材、つまり芸術文化を活用するための人材育成をここで施策として掲げ始めます。そのような状況の中、2011年に東日本大震災が起きまして、ここでも一旦状況が大きく変わります。この時、私が東京にいた感覚で言いますと、様々な面で何かフワフワしていたものがこの震災によって一気に足元をすくわれるという感じでした。一度様々なものを仕切り直さなければならないという状況になったと私は実感しました。

そして、2012年文化芸術振興基本法の第3次基本方針が定められます。東日本大震災発生の前から、劇場という場所は一体どういう場所なのか、劇場を規定する劇場法というものを定めてはどうかということがその前から議論されていました。それは何故かと言いますと、劇場という場所は実は法律的にはきちんと規定するものがありませんでした。あくまで興行法とか保健衛生法などの中で劇場施設を規制するものはありましたけれども。例えば図書館とか博物館、よく対比であげられるのですが、図書館法や博物館法のようにその場所の位置づけや役割を規定するようなものが無かったので、やはり劇場という場所の役割、社会的な位置というものを定めた法律というものを作ったほうがいいのではないかという議論が行われていた中で東日本大震災があり、法律の制定は無理なのかもしれないなと思っていたのです。しかし、様々な方の努力もあり、第3次基本方針の中に劇場、音楽堂等への法的基盤の整理が必要だというような文言が入り同年に『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』というものが定められます。これにより劇場の役割、文化芸術の実施の拠点となる施設の役割を明確化するという動きが出てきました。ただしこの法律は、罰則規定があるなどの、強制力があるものではないので、この法律をもとにしてそれぞれの劇場・音楽堂等や自治体が何をするかという起点になる法律だと思います。2013年の劇場法に関する指針の中で、以下のように書かれています。劇場、音楽堂等は文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制など、建物だけではなく劇場というのはそこの組織も劇場である。それらにより構成されているもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、まず自ら企画する。そして実践する。それからこれを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものである。単に場所を貸すだけではなくて、そこでは何をしたら良いのか、どういうふうに実践したら良いのか。当然それを広く見てもらうということも重要な仕事の一つであります。

今日の話にようやく少し繋がりますが、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場である。また、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。東日本大震災をふまえ、この言葉が入ってきてるとい言えると思います。この『絆』、それから『地域の文化拠点』。どうしても舞台芸術というものは東京や大阪など首都圏の劇場のものが多く、地域の劇場ではそれと同じようなことは出来ないという、ある種の諦めとかというものがあります。しかし、劇場というのは、その劇場がある立地条件、豊橋なら豊橋。ただ豊橋は少々珍しい場所でして、最初にも話しましたが、東三河の拠点ということを、市からも言われています。市域や県域などの地域的な限定をする自治体もあれば、もう少し広くその周辺も含んで考えていくべきだし、やっていくべきだという考え方の中で、東三河の文化拠点を作っていこうということで穂の国とよはし芸術劇場は運営されています。劇場法の中に書かれている国や地方公共団体等の取組等に関する事項ということで、我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずること。国や地方自治体がそういうことをきちんと考えて実施しなさいよということを言っています。劇場は先ほど申し上げた通り、こういった継承、歴史上必要な芸術が高い実演芸術の継承などについては、一つの劇場などというレベルではなく、自治体、国の施策できちんと考えていくべきであるということを、劇場法の中ではっきりとうたっています。

2015年、文化芸術振興基本法第4次基本方針が発表されました。第3次方針は民主党政権下で、第4次方針は自民党政権下で発表されています。政権が代わるとそれぞれ方針を新たに出すというような状況をここからうかがい知ることが出来ます。この第4次方針の中には文化芸術資

源で未来をつくり、文化芸術立国へというようなことを掲げています。また、文化芸術振興に関する基本的施策の中で、文化芸術各分野の振興、伝統芸能の継承と発展、それから芸術家等の養成及び確保があげられています。先ほどから、国が、劇場が、と言っていますけども、それではこれまで話してきたような方針に基づいて何をしてるのかと言いますと、まず文化庁は補助制度を整備しています。国の指針に基づいて事業を実施する劇場や団体や自治体に対して、国はその事業や、その状況を推進するために補助金を出します。何もやらないところには補助金は出ないのです。そのため、劇場法というものは、法律的には罰則などある種の強制力はないのですが、補助制度というかたちで、劇場法が推進することを積極的にやる劇場・音楽堂等に対して補助を出しますので、積極的に劇場としての活動を推進して下さい。やりますって手を挙げたところに対して、補助金が出てきてそれをさらに充実させて行う。先ほどの劇場法という法律は単純に具体的なことを規定する法律ではありませんけれども、その法律に基づいて出てきた様々な補助制度によって劇場・音楽堂の動きも色々出てきています。穂の国とよはし芸術劇場も、文化庁やその他の公共団体などからの補助金など助成金などをいただきながら事業を展開しています。その中で、地域人材の育成も行っていますというところで時間が終わりそうなのですが。

本日お話をするにあたり、私が一番悩んだのは、伝統芸能とは一体何なんだろうということでした。このまま、劇場の話で終わってしまうのは、少々不足があるかと思いますので。劇場として考えられる伝統芸能の分野ということを最後にお話ししたいと思います。伝統芸能は凄く幅広いものだと思います。劇場が何かできることに関して考えると、パフォーミングアーツ・・・いうなれば実際に体を動かす、何かするという分野が一番大きいかと。劇場というのは舞台空間というものを固有に持っていますので、そうした舞台空間の中で成立しうるものと親和性が高いと思います。そうではないものとも、やりようはありますが、舞台空間で行われるものと親和性が高い。

日本芸能実演家団体協議会、通称芸団協というところのホームページを見ると、そこに伝統芸能とは何が含まれるのかを分類されていたので、それを参考に見てみます。演劇については、能楽、文楽、歌舞伎、組踊。能楽の中に能狂言が含まれます。音楽はやはり多くあり、細かく分かれています。雅楽から端唄、長唄、常磐津節まで含められている状況です。舞踊では、舞楽と日本舞踊。演芸では落語、講談、太神楽、手妻、浪曲、俗曲。私自身が、あまり存じ上げていないものもあります。それと共に、その他として地域の民俗芸能なども含めて伝統芸能。この中で劇場がどのようにお付き合いというか、劇場が何かお手伝いできるとか、そのために何が出来るかということを考えると、直接的なことならば、お手元にお配りした年間のプログラムに記載しておりますが、歌舞伎を上演したり、狂言を上演したりということで伝統芸能、それも本格的な伝統芸能といわれるようなものを鑑賞していただける機会を増やすことだと思います。直接パフォーマンスつまり自ら舞台に立つ方に対して支援するという意味でも、そうした本格的な伝統芸能の舞台を見る環境を提供しているということが、プラットにおいては一番大きいことだと思います。

このような状況の中で、直接的な問題ではありませんが、地域人材の育成という部分では、プラットでは、大きく分けて 3 種類の人材育成事業を展開しています。一つは、実際に舞台に立つ人、立ちたいと思ってる人、将来さらに舞台に関することをやっていきたいと思う人を増やしていきたい思っています。11月に上演しました「高校生と創る演劇『赤鬼』」。これは、出演者とサポートスタッフを高校生から一般公募して、東京からプロの演出家を呼んで作品を創造し、上

演しました。ここで実際に舞台を経験した高校生たちが、将来そういった演劇など舞台芸術の分野に進むかどうかは分かりませんが、この作品の創造と上演したという経験を生かし、何かをしてもらえると良いと思っています。そして、3月には「市民と創造する演劇『夏の夜の夢』」を上演します。こちらは下は高校生から、上は70過ぎの方まで、年齢に関わらず舞台に出ていただきお芝居を作りましょうという企画です。これは実際に舞台に出てもらう機会を作るというものです。それからもう一つ、今度はもう少しプロフェッショナルな分野というものですが、お配りしている年間プログラムの裏側に記載されています。これは東三河に限定せず、東海圏の若手音楽家の方に、お客様の前でコンサートを開催する機会を提供するというものです。若い音楽家の方も、お客様の前で自らの演奏を披露する場がないということを聞きました。実際にお客様の前で演奏を披露することにより自らのスキルを磨いてもらいたい。そこからその先、本格的なプロフェッショナルになっていく筋道に繋がれることを期待して実施しています。それからその下に記載されています、ワークショップファシリテーター養成講座。これは先ほど三河万歳の方も学校に出向いて色々やっていらっしゃるという報告がありましたけども、劇場も学校に出向いて様々なワークショップなどの教育普及事業、アウトリーチ事業なども展開しています。その教育普及事業を展開するにあたり、今のところは講師を、東京などからお呼びしています。しかし、この先そうした教育普及活動を拡大するにあたり、地元にそうしたことを技術として可能な人を育成しなければならないということがあり、ワークショップファシリテーターという、教育や学校の現場で演劇やダンスなどを活用するにあたり、必要な人材をこの地域で育成していきたいと考えています。

将来的には、先ほど申し上げた通り、子どもの時に演劇や舞踊や音楽などのある体験をすることにより、将来もう一度それをやってみてもいいかな、実際に自分で行動してもいいかなと思う子たちを、どれだけ増やすことができるか。それから私が常々考えているのは、15年後から20年後の豊橋は一体誰が担っていくのか、支えていくのか。今高校生の子たちが16歳から18歳ぐらいだとすると15〜20年後には、30代の半ば〜後半ぐらいになります。実はもう少し下の世代の、20代後半から30代前半あたりの世代にその社会を託せるぐらいの想像力と発想力と行動力がある人たちがそこにいてくれないと、いつまで私たちみたいな年をとった人間が、何かをしていかなかなければならないのか。今この会場にいらっしゃる大学生の方たちが、20年後は、役職で言うと課長や部長などになっていかなければならないのだと思うのですが。それより、もう少し若い世代が自ら行動するために何をしなければならないのか。そこにおいては、いわゆる舞台芸術とか三河万歳もそうなのですが、自ら行動して考えていく、何かを実行していくという体験は非常に重要です。芸などを継承していくことも同じことなのではないかと思いますが、無意識に何かを受け入れながらも、それをどうしていくか、それを自分の日々の生活の中にどう生かしていくことが出来るかということを思考し、そして実行出来る人材をこの地元からどれだけ生み出すことが出来るかが重要だと思います。

劇場は10年後を目指してそのような人たちがこの地元に残りたいと思い、地元で活動してもらえるような状況を作りたいと思っています。そのために、今これまでお話ししたような事業を展開しています。先ほどの三河万歳の杉浦さんのお話の中の最後のところで、私も非常に共感したことがありました。地元の30代の方に、今の若い子たちは伝統芸能などをやらないと思うけれども、それ何故だと思いますかと聞いたら、カッコいいと思えないからではないかなという答えでした。まさしくそうだと思います。やはりその姿を見たときに格好良い、自分もやりたい、

そういうようなものを作っていくしかない。豊橋は、日本舞踊が非常に盛んだったところです。豊橋文化振興財団として、日舞の大会を開催していますが、高齢化が進み、後継者が入ってこない。人が減っている、団体も減っているという状況です。それは何故かと考えた時に、日舞は確かに人が減ってるかもしれませんが、踊りという分野でいうならば、若い人たちはジャズダンスは踊る、ヒップホップも踊る、よさこいも踊ると考えていくとダンスつまり踊りの人口は相対的には減少していないのではないかと思うのです。逆に増えているぐらいではないかと。そうやって体を鍛えて体を動かして何かをやってくれる人たちが、将来もう一回なにかを見直したときに伝統芸能の分野に興味を持って入ってくる、そういうきっかけをどう作るのか、そういう場づくりが劇場の役割なのではないかと今日お話を聞きながら考えていました。時間もございませんので、このあたりで私の話は終わりにしたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。